

【留意事項】

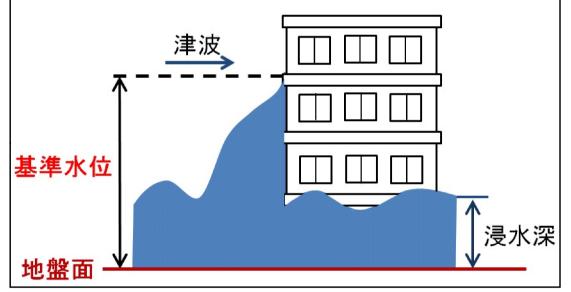
【津波災害警戒区域】
〇 「津波災害警戒区域」は、津波防災 地域づくりに関する法律(平成23年法律 第123号(以下「津波法」という))第 53条第1項に基づく区域です。

(津波法第8条第1項)を踏まえ、津 波による人的災害を防止するために警戒

域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第 35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。

【基準水位】

【基準水位】は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。 となる「基準水位」は、津波浸水想定定 となる浸水に係る水位に建造物への衝突 のよる津波の水位の上昇を考慮して必あ による津波の水位の上昇を考慮して必あ による神経の高さ(m単位)で表示しています。 のの表明) ています。(下図参照)

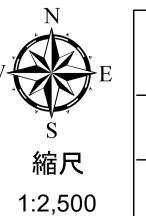


【地形(標高)データ】 〇 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度公表の津波 浸水想定図作成時に使用した地形である ため、その後の開発に伴う盛土や個別施 設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

【背景地図】

〇 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。 (測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 689)

道路や建物などが現況と異なっている場 合があります。



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:m)
市町名	松山市
図面番号	26